

# 「会津若松市第2期環境基本計画（改訂版）（素案）」へのご意見を募集します

## ～市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ～

市では、環境基本条例に基づき、平成26年3月に「会津若松市第2期環境基本計画」を策定し、環境施策を総合的かつ計画的に推進しています。

本年度、計画期間の中間年にあたることから、より実効性が高いものとなるよう、国や県などの動向をはじめ、計画期間中に策定された市の計画、これまでの取り組みの進捗状況など環境状況の変化を踏まえながら、目標の再検討などの中間見直しを行い、改訂を行うこととしております。

このことについて、改訂版の素案がまとまりましたので、その内容に対するご意見（パブリックコメント）を募集いたします。意見がある方は、次のとおり提出してください。

### ■ 公表・意見募集期間

平成31年2月8日（金） ～ 平成31年3月11日（月） ※最終日午後5時必着

### ■ 意見を提出できる方

次のいずれかに該当する人が意見を提出することができます。

- ① 市の区域内に住所を有する方
- ② 市の区域内に通勤、通学する方
- ③ 市の区域内で活動する個人または団体

### ■ 意見の提出方法

- ・ 所定の様式（閲覧場所に設置・ホームページから出力）を使用するか、任意の様式に氏名、年齢、性別、電話番号等（法人等の場合は、名称、所在地、電話番号）を記入し、環境生活課まで直接持参するか、電子メール、ファクス、郵送により環境生活課まで提出してください。
- ・ 住所または所在地が会津若松市以外の方は、上記の②または③のうちで該当する区分と、学校名、法人名など所属する団体名を明記してください。

※ 意見内容の確認が必要になる場合がありますので、必ず電話番号を記入してください。

※ 匿名や電話での意見の提出は受付できませんのでご注意ください。

※ 提出していただいた書面はお返ししませんのでご了承願います。

※ お寄せいただいたご意見については、氏名など個人情報を除き、意見に対する市の考え方とあわせて公表する場合があります。

※ 個々のご意見に対し、直接ご本人への回答はいたしませんのでご了承願います。

### ■ 意見の提出先

- ・ 持 参 市役所栄町第二庁舎 2階 環境生活課（土・日曜日、祝日・休日を除く  
午前8時30分から午後5時まで）
- ・ 電子メール [kankyo@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp](mailto:kankyo@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp)
- ・ ファクス 0242-39-1420（環境生活課直通）
- ・ 郵 送 〒965-8601 東栄町3番46号 環境生活課 宛

## ■ 閲覧場所

素案の内容は、会津若松市ホームページ (<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp>) に掲載しているほか、次の場所で閲覧することができます。

	閲覧できる場所	閲覧できる日時
1	環境生活課（栄町第二庁舎2階）	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 （祝日・振替休日を除く）
2	市政情報コーナー（本庁舎3階）	〃
3	湊市民センター	〃
4	大戸市民センター	〃
5	北市民センター	〃
6	南市民センター	〃
7	一箕市民センター	〃
8	東市民センター	〃
9	北会津支所（まちづくり推進課）	〃
10	河東支所（まちづくり推進課）	〃
11	生涯学習総合センター（会津稽古堂）	月～土曜日 午前9時～午後7時 日曜日 午前9時～午後6時 （休館日を除く）

※ 本件に関するお問い合わせは、環境生活課（下記）までお願いします。  
（市政情報コーナー、各市民センター、各支所、生涯学習総合センターには担当がおらず、詳しいお問い合わせにはお答えできません。あらかじめご了承ください。）

【お問い合わせ先】

**会津若松市役所 市民部 環境生活課**

**TEL : 0242-39-1221（直通）**